



## 条約法条約の逐条コメンタリー（三）

著者	条約法研究会
雑誌名	関西大学法学論集
巻	55
号	1
ページ	86-105
発行年	2005-06-25
その他のタイトル	Article-by-Article Commentary on the Vienna Convention on the Law of Treaties (3)
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/12337">http://hdl.handle.net/10112/12337</a>

〔研究ノート〕

条約法条約の逐条コメンタリー（三）

条約法研究会

第二条1項（c）

「（c）「全権委任状」とは、国の権限のある当局の発給する文書であつて、条約文の交渉、採択若しくは確定を行うため、条約に拘束されることについての国の同意を表明するため又は条約に関する他の行為を遂行するために国を代表する一又は二以上の者を使命しているものをいふ。」

（（c）“full powers” means a document emanating from the competent authority of a State designating a person or persons to represent the State for negotiating, adopting or authenticating the text of a treaty, for expressing the consent of the State to be bound by a treaty, or for accomplishing any other act with respect to a treaty.”）

↓（第七条を参照）

## 第二条1項(d)

中野徹也

「(d)「留保」とは、国が、条約の特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は条約への加入の際に単独に行う声明(用いられる文言及び名称のいかんを問わない)をいう。」

(“‘reservation’ means a unilateral statement, however phrased or named, made by a State, when signing, ratifying, accepting, approving or acceding to a treaty, whereby it purports to exclude or to modify the legal effect of certain provisions of the treaty in their application to that State.”)

### 一起草経緯

#### 1. 国際法委員会

##### (1) ブライアリー草案

国際法委員会による条約法の法典化にあたって、最初の特別報告者に任命されたブライアリー(J. L. Briery)は、草案第一〇条で、留保を次のように定義していた。

「……留保とは、国又は国際機関と条約の一または二以上の現在の当事者又は将来の当事者との関係に関する限りにおいて、当該条約の効果を制限し又は変更する特別の条件(termin)<sup>(1)</sup>をいう。」

条約法条約の逐条コメンタリー(三)

ブライアリーのコメントによれば、「この規定の目的は、本草案で用いられる『留保』という用語の意味を示すことにある。そしてこの用語は、条約の当事国間において、特定の当事国と他のすべての当事国又は若干の当事国との間に適用される場合に、条約の効果を制限し又は変更することについての合意を意味する特別の約定 (supulation) をいう。それは、国又は利害関係のある国際機関が、単にかかる条件を提案できるといふ意味ではない。なぜなら、かかる提案は、他の諸国又は関係国際機関により、明示的に又は黙示的に同意されない限り、いかなる効果をも有さないからである」<sup>(2)</sup>。

このように、ブライアリーは、「留保は、当事国間の合意 (bargain) の一部であり、それが有効とされる (effectiveness) には相互の同意を要する」との立場から、留保を定義しようとした。留保は一方的声明というよりも、合意であるとの観念が前面に押し出されている。また、留保とは、「条約の」効果を制限し又は変更するものと考えられていたことにも若干留意しておきたい。残念ながら、この条文草案は委員会ではほとんど審議されなかった。

(2) フィッツモーリス草案

二番目の特別報告者であるローターバクト (H. Lauterpacht) は、留保の定義に関する条文草案を提出する前に、国際司法裁判所判事として転出した。それにより二番目の特別報告者に任命されたフィッツモーリスは (Sir Gerald Fitzmaurice) は、一九五六年に提出した「条約法に関する法典」草案の第一三條一項で、留保を次のように定義していた。

「『留保』とは、留保を付す国が条約の特定の部分若しくは複数の部分 (some particular substantive part or parts of the treaty) に拘束されないことを意図して、又は、当該部分若しくは複数の部分を履行しない権利又はそれらの適用を変更する権利を留保して、署名、批准、加入又は受諾の際に単独に行う声明をいう。ただし、関係国が単に条約の履行方法を提案する宣言、了解又は解釈の宣言は、留保には含まれない。ただし、これらが条約の文言又は効果の変更を含蓄している場合には、<sup>(3)</sup>この限りでない。」

フィッツモーリスは、第一三条については、「自明のことである」とし、コメントを付さなかったが、「留保（基本原則）」と題した草案第三七条で、補足説明を行っている。すなわち、「関係条約の規定からのなんらかの逸脱を伴う留保だけが、正式に留保とみなされる。ここで留保という用語は、その意味に限定されていると理解するべきである」<sup>(4)</sup>。したがって、単なる説明にすぎない宣言又は解釈及び解釈の範囲内での意思表示は、留保とはみなされない<sup>(5)</sup>。

フィッツモーリス草案の特徴は、留保を単独に行う声明であるとして、解釈宣言は留保ではないことが明示的に規定されていること、「条約」ではなく条約の「特定の部分」から出発していることにある。

しかし、これらの条文も、時間の関係上、審議されることはなかった。

### (3) ウォルドック草案

四番目の特別報告者であるウォルドック (Sir Humphrey Waldock) は、一九六二年に提出した第一報告書で、フィッツモーリスが提案した定義に基づき、次のような定義を提案した。

「『留保』とは、国が、条約への署名、条約の批准、条約への加入又は条約の承認の際に、自国と他の当事国又は他の複数の当事国との適用上、条約の法的効果を変更する (vary) ことになる一定の条件を、条約に拘束されることについての同意の条件として指定する単独に行う声明をいう」<sup>(6)</sup>。

ウォルドックも、これを自明と考えたので、この定義案に対してコメントを準備しなかった。しかし、これまでの特別報告者が提案した定義案とは異なり、ウォルドック草案では「条約の法的効果を変更する」とされていた。

ところが、委員会ではまったく議論の対象にならず、起草委員会が再起草した次のような条文案が、一九六二年の第六六一会合で唐突に提出されることになった。

「『留保』とは、国が、条約の特定の規定 (some provisions) の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意

図して、条約への署名、条約の批准、条約への加入又は条約の受諾の際に単独に行う声明をいう<sup>(7)</sup>。

ウォルドック草案との主たる相違は、「条件」という文言が削除されていること、「条約」から「条約の特定の規定 (some provisions)」へと変更されていること、及び「排除し」という文言が追加されていること、の三点である。これらの変更点についての説明はなかった。この後も委員会で議論の対象になることなく、この再起草された条文中に「承認する (approving)」を付加した条文中が、一九六二年の委員会仮草案となった。すなわち、

「留保」とは、国が、条約の特定の規定 (some provisions) の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、条約への加入、条約の受諾又は承認の際に単独に行う声明をいう<sup>(8)</sup>。

こうして採択された仮草案に対しては、イスラエルと日本のみがコメントを寄せた。まず、イスラエルは、「英文の some provisions と仏文の certaines dispositions が対応していない。仏文に合わせるべきである。」とコメントしていた。これには、ウォルドックも賛成の意を示していた。そして、日本は、「又は変更する (or vary)」を『制限する (restricted)』に置き換えるべきである。ある規定の法的効果を制限する声明のみが、留保という用語の意味の範囲内に入る」と述べていた。しかし、ウォルドックは、「国が、……自国の権利を拡大する条件を課すことを目的として単独に行う声明は、『留保』として扱われる必要がある」と回答し、用語の置き換えには否定的だった<sup>(9)</sup>。

さて、委員会は、一九六五年から審議を再開した。そして、「名称のいかんを問わず、条約の特定の (certain) 規定の法的効果を排除し又は変更することを意図する声明のいずれも、留保となることを明らかに」<sup>(10)</sup> するために、「用いられる文言及び名称のいかんを問わない」との一節が追加された以外には、特に議論はなく、委員会最終草案は次のようになった。

「留保」とは、国が、条約の特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、条約への加入、条約の受諾又は承認の際に単独に行う声明 (用いられる文言及び名称のいかんを問わない)<sup>(11)</sup> をいう」。

この条文案に付されたコメンタリーは、次のように述べている。

「この定義は、国が、条約への署名、条約の批准、条約への加入、条約の受諾又は承認の際に、ある問題をどのように了解するか、又は、特定の規定をどのように解釈するかについて宣言を行うことがたびたびあることから、必要である。かかる宣言は、単に国が自国の立場を明確にするにすぎないこともあれば、留保になることもある。そのいずれであるかは、当該宣言が採択された条文の文言の適用を変更する又は排除するものであるか否かによって決まる」<sup>(12)</sup>。

## 2. 外交会議

外交会議では、委員会最終草案第二条一項(d)に対して、第一会期及び第二会期併せて計六カ国の修正案が提出された<sup>(13)</sup>。これらの修正案をめぐる全体委員会の審議を見てみることにしよう。

中国、チリおよび第一会期に提出されたハンガリーの修正案は、いずれも「条約」の前に「多数国間」という文言を追加することを要求していた<sup>(14)</sup>。その理由について、チリ代表は、「留保は、多数国間条約に対してのみ可能であることを示し、二国間条約に対して留保を付す可能性を妨げることにあつた。それは、一見すると不必要のようにも思えるが、その立場を明確にすることは有益だろう」と述べていた<sup>(15)</sup>。中国およびハンガリー代表も同趣旨のことを述べている<sup>(16)</sup>。これらの修正案については、特に反対の意見は出ず、チェコスロヴァキア、アルゼンチン、モンゴル人民共和国および中央アフリカ共和国は明確に支持していた<sup>(17)</sup>。

また、スウェーデンは、「排除する」の前に「制限する」(limit)との文言の追加を要求する修正案を提出していた。その理由について、スウェーデン代表は、次のように述べていた。「間違いなく、『排除し又は変更し』(to exclude or to vary)という文言には、特定の規定の法的効果を『制限する』(limit)能力が含まれうるが、明示的に含まれると述べておくほうが好ましいだろう」<sup>(18)</sup>。さらに、この箇所については、ハンガリーも、「排除し又は変更し」の後に「解釈し」との文言を追加した修正案を提出していた。その理由について、ハンガリー代表は、次のように述べていた。「この修正案の目的は、『留保』という用語の範囲を、解釈

宣言をも含めるように拡大することにあつた。時に、国家は、特定の規定に特別な意味を帰属させる解釈に関する宣言を付すことがある。現在の文言では、当該定義がかかる宣言を含むものであるか否か、及び第一六条から第二〇条（現第一九条から第二三条——中野注）までの規定がそのような宣言に適用されるのか否かが、必ずしも明確にならないだろう。それゆえ、解釈に関する宣言は、留保として扱われることを、明示的に規定するほうが好ましい<sup>(19)</sup>と。

さて、この二つの修正案について、各国の立場は分かれた。第一に、シリアアラブ共和国、チェコスロヴァキアおよびやや消極的ではあるがアルゼンチンは、スウェーデン修正案を支持した<sup>(20)</sup>。第二に、ギリシャ、アルゼンチン、レバノンおよびモンゴル人民共和国は、ハンガリー修正案を支持した<sup>(21)</sup>。第三に、シリアアラブ共和国、イタリア、スイス、ブルガリア及びソ連は、スウェーデン修正案とハンガリー修正案を共に支持して、両者を統合するべきであるという立場をとった<sup>(22)</sup>。なかでも、シリアアラブ共和国は、「多くの場合、留保は、条約の法的効果を制限することを目的として付される」ので、スウェーデン修正案に賛成しつつも、それはハンガリー修正案と統合することができるとして、「条約の特定の規定の自国への適用上その解釈を排除し若しくは制限する又はその法的効果を変更する」とすることを希望していた<sup>(23)</sup>。第四に、オーストラリア、イギリス、スウェーデン及びアメリカは、解釈に関する宣言は、条約の特定の規定の法的効果を排除し又は制限し若しくは変更する場合にのみ、留保として扱われることにならんと主張して、ハンガリー修正案には反対の立場をとった<sup>(24)</sup>。第五に、イスラエルおよびアイルランドは、「解釈宣言を含めるために、留保に適用可能な規則が拡大されるようなことがあつてはなら」ず、また「変更する」(vary)には、「制限する」(limit)の意味が含まれているので、スウェーデンおよびハンガリーの修正案をいずれも支持しないとの立場をとった<sup>(25)</sup>。

こうした各国の見解の相違を受け、会議に顧問として参加していたウォルドックは、コメントを求められた。そして、次のように述べていた。「国際法委員会は、解釈宣言の問題を認識したがゆえに、現在の形式で本項を起草したのである。かかる宣言のなかに、一般的性質を有し、条約の意味として理解されていることを客観的に解釈するものもある。また、疑義のある条項又は特定の諸国にとって議論の余地のある条項の意味を、明確にすることを目的としている場合もある。さらに、ある国家に特有の一定

の状況における条約の適用方法を扱っているものもある。委員会は、留保とは、特定国への適用上、特定の規定の法的効果を排除し又は変更することを意図する宣言を意味すると理解されなければならない、と考えてきた。この問題は、綿密な検討を要するが、解釈に関する宣言一般に、『留保』という用語を適用することについては、十分に慎重でなければならない<sup>(26)</sup>と。

結局、これらの修正案は、起草委員会へ送付されることになった。

しかし、こうした見解の相違があったにも関わらず、最終的に全体委員会が採択した条文案は、「条約への加入、条約の受諾又は承認」を「受諾若しくは承認又は条約への加入」へ修正したこと、および「変更する」(vary)を「変更する」(modify)に修正したことを除き、国際法委員会最終草案と同じであった。起草委員会議長の説明によれば、「起草委員会は、(第二会期で提出された—中野注)ハンガリー修正案を除き、すべての修正案を不要と考えた。しかし、用語を統一するために、英語版での『法的効果を変更し』(to vary the legal effect)と『法的効果を変更し』(to modify the legal effect)に置き換えることにした。なぜなら、留保の法的効果を扱っている第十九条が、『変更する』(vary)ではなく、『変更する』(modify)という用語を用いているからである<sup>(27)</sup>。そして、これが全体委員会で承認され、本会議でも、賛成九四、反対三で採択された<sup>(28)</sup>。こうして現行規定が成立したのである。

ところで、全体委員会での討議において、チリ代表は、次のような発言をしていた。すなわち、「『条約の特定の規定の法的効果を変更する』という文言は、留保は、それがどの規定に係るものであるかを、明確に述べなければならない、という意味であると了解した。不明確な留保は避けるべきである<sup>(29)</sup>」。筆者の知る限り、外交会議を通して「条約の特定の規定」の意味に言及したのは、この発言だけである。

さて、以上のような経緯を経て、第二条1項(d)は成立したのであるが、さしあたりここでは、次の二点に留意しておきたい。第一に、当初、留保は「条約の効果」に影響を及ぼすものと考えられていたが、後に「条約の特定の規定」に影響を及ぼすとされたこと。第二に、日本政府のコメントでも述べられていたように、「法的効果を変更する」とは、「制限することであるとの見解

がある一方で、特別報告者並びに若干の諸国は「拡大する」ことも含まれると解していたこと。

なお、一九七八年の条約承継条約第二条一項(j)では、承継国が、条約に拘束されることについての通告を行う際に留保を表明すること、又は先行国の留保を変更することができなければならないとの考慮から、留保の表明時期として「条約承継の通告を行う際」が追加された。また、一九八六年の国際機構条約第二条一項(d)では、留保の表明主体として国際機関が追加されるとともに、表明時期として「正式確認」(批准に相当)の際が追加された。しかし、留保とそれ以外の宣言とを分かち決定的な基準と考えられる「条約の特定の規定の法的効果を排除し又は変更する」という性質には、修正が施されていない。

## 二 第二条一項(d)の注釈

### (一) 本項の意義と問題点

本項は、あらゆる場合に適用される一般的な定義を規定しているのではない。第二条一項の冒頭に記されているように、「この条約の適用上」、用いられることを明確に示すために、「定義」ではなく「用語(Use of terms)」との表題が付けられている。<sup>(30)</sup>しかし、こうした当初の慎重な意図にも関わらず、以下に示すように今日では広範な支持を得ており、「この条約の適用上」という枠を超えて、「第二条一項(d)の理論的重要性は否定できない」と言える状況になっている。<sup>(31)</sup>したがって、条約法条約は、未だ普遍的に支持されているとはいえないが、本項は、一般的に適用可能な「定義」の域に達していると評価する論者もいる。<sup>(32)</sup>

周知のことではあるが、関連する国際判例は、この「定義」が非常に幅広く受け入れられていることを確認している。まず英仏大陸棚事件では、本件は条約法条約の効力発生前に発生していることから、留保に適用可能な法は何かという先決的な問題があった。しかし、留保の「定義」については、両当事国は、条約法条約第二条一項(d)を「留保を正しく定義している」と認めたため、同項の適用可能性が問題なく認められた。<sup>(33)</sup>

次に、テメルタツシユ事件では、ヨーロッパ人権委員会が、スイスの条約第六条3項(e)に対する解釈宣言を、条約法条約第

二条1項(d)に明示的に言及して留保と認定した<sup>(35)</sup>。さらに、ブリロ事件において、ヨーロッパ人権裁判所は、黙示的に第二条1項(d)に言及して、スイスの解釈宣言の性質決定を行った<sup>(36)</sup>。米州人権裁判所も、第二条1項(d)には明示的に言及しなかったが、「留保は、条約の規定を排除し又は変更するという効果を有する」ことを想起していた<sup>(37)</sup>。

こうして、自由権規約人権委員会による留保に関する一般的意見でも確認されているように、今やこの「定義」が慣習法的性質を有することは、ほとんど疑問の余地がないとみなされるまでになっている<sup>(39)</sup>。したがって、本項に対する評価は総じて肯定的であると考えられるが、その解釈および適用にあたって、まったく問題がないわけではない。

本項は、三つの要素で構成されている。すなわち、用いられる文言及び名称のいかんを問わず、第一に、留保は「単独に行う声明」であること、第二に、条約への署名などの際に行われる声明であること、そして第三に、「条約の特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図する声明であること」である。これらのうち、留保をそれ以外の宣言又は声明と区別するに足る最も本質的な特徴は、第三の要素である。この要素は、一見議論の余地がないようにも思われるが、たとえば、「特定の規定」、「排除し又は変更する」などの用語が具体的には何を意味しているのか、必ずしも明確ではない。しかも、後述するように、これらは純粹に理論的な問題にとどまるものではなく、実際にこれらの用語との関係で疑義のある留保が多数表明されている。

こうした状況のなかで、留保の「定義」を含めて留保制度の再検討を行っている国際法委員会は、「定義」に関わるガイドライン草案を暫定的に採択した。取り上げられた問題は多岐に渡るが、とりわけ、この第三の要素に関連して、注目に値する議論がなされている。以下では、この点に関係するガイドライン草案を中心に、その内容および採択に至るまでに行われた委員会の議論を紹介することにした。

(一) 「特定の規定」

早くもハーヴァード草案は、留保が、「条約の効果を制限するもの」であるとの、今日に通ずる見方を示していた。「効果を制限する (limit the effect)」とは、留保がなかったなら、通常当該条約により確立される法関係から生ずるであろう帰結の縮小又は制限を意味する。たとえば、条約を批准することは、未承認政府の承認を意味しない、という類の「宣言」は、「条約の効果を制限する」とは言えないので、留保ではない。他方、「条約へ参加することにより、未承認政府との関係で、何らかの契約的義務が発生するものではない」との宣言は、「留保」となる。なぜなら、「多数国間条約は、通常、各条約当事国が他のすべての条約当事国との関係で条約の規定に拘束されるという効果を発生する。上述の宣言は、未承認政府を有する他のいずれかの当事国との関係では拘束されることなく、条約当事国になることを目的としているので、条約の効果を制限することになるからである。ここで、若干注目に値すると思われるのは、「条約の効果」であって、「条約の特定の規定の効果」ではないということである。<sup>(40)</sup>

上述したように、国際法委員会による条約法の法典化作業において、三番目の特別報告者であるフィッツモーリスは、留保の効果を、「条約の効果」を排除し又は変更するのではなく、条約の「特定の部分」を排除し又は変更するものとしていた。四番目の特別報告者であるウォルドックは、当初「条約の法的効果を変更する」としてしたが、国際法委員会草案では特に変更の理由が説明されることもなく、「条約の特定の規定の法的効果を変更する」とされた。外交会議において、チリ代表から、この変更の理由と考えられる発言はあったものの、「条約」ではなく、なぜ「条約の特定の規定」なのかという点については、本項が最終的に採択されるまでに明確な説明があったわけではない。

国際法委員会による再検討作業において、特別報告者は、ガイドライン案一・一・四でこの問題を扱った。特別報告者によれば、本項は、条約の「特定の規定」に言及しているが、「排除し又は変更」されるのは、「特定の規定」ではなく、その「法的効果」であるとされる。<sup>(41)</sup>しかし、この理解から逸脱していると見られる留保、すなわち、条約の特定の規定に係るのではなく、条約全体に係る留保は多数ある。特別報告者はその例として、イギリスが、自由権規約を批准する際に表明した留保と、オーストリアが環境

改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約を批准する際に表明した留保を挙げている。<sup>(42)</sup> イギリスの留保は以下のような内容のものである。

「イギリス政府は、国王の軍隊の構成員及び軍隊に仕える者、並びに、性質の如何を問わず、刑事上の制度において合法的に抑留されている者に対して、時宜に応じて、業務の保全及び保護管理上の規律の維持のために必要とみなされる法及び手続を適用する権利を留保する。イギリスは、時宜に応じて、これらの目的のために、法が認めている制限に服することを条件として、規約の諸規定を受諾する。」<sup>(43)</sup>

また、オーストリアの留保は次の通り。

「オーストリア共和国は、永世中立国としての地位から生ずる義務を考慮し、この条約の枠内で、永世中立国としての地位及び国連の加盟国としての地位によって決められている限界を超えて、協力することはできない。」<sup>(44)</sup>

特別報告者は、こうした条約全体に係る留保を「横断的 (across-the-board)」留保と呼んでいる。そして、このような留保は、第二条1項 (d) の文言に反しているが、数多く一貫して表明されており、かつ異議も唱えられていないことからすると、社会的必要性を反映しているのであって、抽象的な法論理の名で反対することは妥当でないと言う。<sup>(45)</sup>

それゆえ、次のようなガイドライン案一・一・四を提案した。

「一・一・四 留保は、条約の一若しくは二以上の規定、又はより一般的に、国若しくは国際機関が意図する条約全体の履行方に係らしめることができる。」<sup>(46)</sup>

- さて、このガイドライン案に関する国際法委員会の審議では、反対の意見が少なからず表明された。主たる論拠は、以下の通り。
- ① この種の留保により、他の条約当事国は、留保を表明している国がどのような義務に拘束されているのか、および条約のどの規定の違反について責任を負うことになるのか知ることができなくなるので、複雑かつ不確定な事態を招くおそれがある。<sup>(47)</sup>
  - ② 「できる (may)」という表現は、留保の許容性を含意しているかのような印象を受ける。<sup>(48)</sup> しかし、ヨーロッパ人権裁判所

では、このような一般的な性格の留保が許容されないとされたことがある。また、ヨーロッパ連合のすべての加盟国は、人種差別撤廃条約への加入の際に、サウディアラビアが行った留保（シヤリアの留保）は、その一般的な性格により許容されないとした宣言を、共同で起草し個別に送付した。したがって、最近の実行では、「横断的」留保は、国際法上許容されないとされており、このような留保が支持されているとの印象を与えるべきではない。<sup>(49)</sup>

③ 条約法条約に規定されている「定義」は、条約の「特定の」規定の法的効果の排除又は変更而言及している。その論理必然的な帰結として、留保は、条約全体の法的効果を排除し又は変更することを目的としてはならない。その点で、ガイドライン案一・一・四は、条約法条約に規定されている「定義」と矛盾する。<sup>(50)</sup>

これらのうち、「できる」という用語は、許可又は承認の意味を意図していたのではなかったにせよ、不適切であったことについては、概ね賛同が得られた。<sup>(51)</sup> そのほかの点に対しては、以下のように反論された。

① 一般的な性格の留保を扱っているのではなく、「横断的」留保を扱っている。「横断的」留保は、一般的なこともあるが、そうでないこともある。<sup>(52)</sup>

② 「横断的」留保が、許容されるか否かという問題と定義の問題は別である。<sup>(53)</sup> したがって、「定義」に「横断的」留保を含めることで、かかる留保が許容されているとの印象を与えかねないので、「定義」から除外するべきであるとの批判は的外れである。こうした批判は、「横断的」留保が条約の趣旨及び目的と両立しないことを理由に、条約法条約の適用上留保ではないとする議論に基づくものであるが、実際には、許容されない「留保」であることを認めてしまっている。<sup>(54)</sup>

③ 国家が、「横断的」だからという理由で、留保を拒否した事例はない。国家は、あまりにも曖昧又は一般的であるという理由で、留保を受諾しない。<sup>(55)</sup>

こうした議論を経て、ガイドライン案一・一・四は起草委員会へ送付されることになった。起草委員会は、当該ガイドライン案に「留保の対象 (Object)」という表題を付すとともに、若干の変更を加えたガイドライン案を提示した。<sup>(56)</sup> 起草委員会によれば、「対

象」という用語が誤って解釈されることを避けるために、このガイドライン案は留保の内容を扱わないこと、「may」の使用は、留保の許容性の問題に影響を及ぼさないことを、コメントリーで明確に述べるつもりであるとされていた。<sup>(57)</sup>この起草委員会案に対しても、若干の議論があったが、結局、解釈宣言に関する次会期の審議に照らして再検討するとの注釈を付したうえで、暫定的に次のようなガイドライン案として採択された。

「一・一・一 留保の対象

留保は、条約の一若しくは二以上の規定、又はより一般的に、国又は国際機関が意図する条約全体の適用方法に係らしめることができる。<sup>(58)</sup>

そして翌年の会期で、起草委員会は、次のような新たな定式を提案した。

「一・一・一 留保の対象

留保とは、留保を表明する国又は国際機関が、条約の特定の規定又は条約全体の特定の側面の自己への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図するものをいう。<sup>(59)</sup>

起草委員会によれば、この変更は次のような理由によるとされる。第一に、解釈宣言と混同されるおそれがあるので、「国が意図する条約の適用方法」という表現は混乱を招く原因となりうる。第二に、「条約全体」という表現の使用は、本ガイドライン案が含めようとしている事態、すなわち、特定の範疇の人、物、事態、特定の状況などに関するのみ、条約全体の適用を排除するという「横断的な」留保の性質を正確に示していない。第三に、「may」という用語の使用には、たとえ、前会期で採択されたガイドライン案に対するコメントリーの第一項が、この用語は、許容的な意味、すなわち、国及び国際機関が「行う権利を有する」ことを含意すると解釈されてはならないことを明らかにしている、なお若干の不快感が残った。「条約全体の特定の側面」という表現は、横断的留保が、特定の人、物、事態などに関してのみ、条約全体の適用を排除する事象であることをより正確に反映している。<sup>(60)</sup>

しかし、この案を肯定的に評価した委員は少数であり、<sup>(61)</sup>意見を表明した委員の大多数は批判的であった。その主たる論拠は次の通り。

- ① たとえ「特定の側面」に関するものであっても、条約全体の法的効果を排除し又は変更することになるならば、留保の定義と矛盾するのではないか。<sup>(62)</sup>留保により、条約全体を変更することができないならば、「全体」を削除するのが最善である。<sup>(63)</sup>
- ② 「特定の側面」と「全体」とは明らかに矛盾する表現なので、「特定の側面」を「条約全体に関連する事項に関して」に置き換えるべきである。<sup>(64)</sup>

結局、特別報告者は、「条約全体の特定の側面の」(of specific aspects of treaty as a whole) いう表現の代わりに「特定の側面に関して、条約全体の」(of the treaty as a whole, with respect to specific aspects) という表現を提案するにいたった。<sup>(65)</sup>その趣旨は、横断的な留保が条約全体に関係するということと、当該留保は条約全体を対象とすることはできないということと同時に含意することであったとされる。後者の場合、もはや留保ではなく、条約に拘束されることを拒否することになる。<sup>(66)</sup>

以上のような経緯を経て、次のようなガイドライン案一・一・一が暫定的に採択されている。

「一・一・一 留保の対象

留保とは、留保を表明する国又は国際機関が、条約の特定の規定又は特定の側面に関して条約全体の自己への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図するものをいう。<sup>(67)</sup>

- (1) *Yearbook of the International Law Commission* (hereinafter cited as *Yb. I. L. C.*), 1950, vol. II, document A/CN.4/23, pp. 238-239, para. 84. 小川芳彦『条約法の理論』有斐閣、一九八九年、一二三頁。
- (2) *Ibid.*, pp. 238-239, para. 84.
- (3) Sir Gerald Fitzmaurice, first report on the law of treaties, *Yb. I. L. C.*, 1956, vol. II, p. 110, document A/CN.4/101.
- (4) *Ibid.*, p. 115.
- (5) *Ibid.*, p. 126, para. 92.

- (6) Sir Humphrey Waldock "First report on the law of treaties, *Yb. I. L. C.*, 1962, vol. II, pp. 31-32, document A/CN.4/144.
- (7) *Yb. I. L. C.*, 1962, vol. I, p. 214.
- (8) *Ibid.*, vol. II, p. 161.
- (9) *Yb. I. L. C.*, 1965, vol. II, p. 15.
- (10) Waldock (820th meeting, para. 20.), *Yb. I. L. C.*, 1965, vol. I, p. 308.
- (11) *Yb. I. L. C.*, 1966, vol. II, p. 178.
- (12) *Ibid.*, commentary to article 2, pp. 189-190, para. 11.
- (13) *United Nations Conference on the Law of Treaties, First and Second Sessions, Official Records, Documents of the Conference* (hereinafter cited as *Official Records, Documents of the Conference*), 1971, pp. 112-113, 235.
- (14) *Ibid.*, p. 112.
- (15) Rodriguez (Chile) (Fourth meeting, para. 4.), *United Nations Conference on the Law of Treaties, First Sessions, Official Records, Summary records of the Plenary meetings and of the meeting of the Committee of the Whole*, (hereinafter cited as *First Sessions Official Records, Summary records*), 1969, p. 21.
- (16) Hu (China) (*ibid.*, para. 11.), *ibid.*, p. 22; Haraszti (Hungary) (*ibid.*, para. 24.), *ibid.*
- (17) Smejkal (Czechoslovakia) (Fifth meeting, para. 30.), *ibid.*, p. 26; Ruda (Argentina) (*ibid.*, para. 69.), *ibid.*, p. 29; Jamnrsan (Mongolian People's Republic) (Sixth meeting, para. 3.), *ibid.*, p. 32; Gon (Central African Republic) (*ibid.*, para. 22.), *ibid.*, p. 33.
- (18) Blix (Sweden) (Fourth meeting, para. 21.), *ibid.*, p. 23.
- (19) Haraszti (Hungary) (*ibid.*, paras. 24-25.), *ibid.*
- (20) Nachabe (Syrian Arab Republic) (Fifth meeting, para. 3.), *ibid.*, pp. 24-25; Smejkal (Czechoslovakia) (*ibid.*, para. 26.), *ibid.*, p. 26; Ruda (Argentina) (*ibid.*, para. 69.), *ibid.*, p. 29.
- (21) Eustathiades (Greece) (*ibid.*, para. 16.), *ibid.*, p. 25; Fattal (Lebanon) (*ibid.*, para. 43.), *ibid.*, p. 27; Ruda (Argentina) (*ibid.*, para. 69.), *ibid.*, p. 29; Jamnrsan (Mongolian People's Republic) (Sixth meeting, para. 3.), *ibid.*, p. 32.

- (22) Nachabe (Syrian Arab Republic) (Fifth meeting, para. 3), *ibid.*, pp. 24-25; Maresca (Italy) (*ibid.*, para. 22), *ibid.*, p. 26; Bindschler (Switzerland) (*ibid.*, para. 54), *ibid.*, p. 28; Koutkov (Bulgaria) (*ibid.*, para. 59), *ibid.*; Khlstov (Union of Soviet Socialist Republics) (*ibid.*, para. 86), *ibid.*, p. 30.
- (23) Nachabe (Syrian Arab Republic) (Fifth meeting, para. 3), *ibid.*, pp. 24-25.
- (24) Harry (Australia) (*ibid.*, para. 81), *ibid.*, p. 29; Sir Francis Vallat (United Kingdom) (*ibid.*, para. 96), *ibid.*, p. 30; Sir Francis Vallat (United Kingdom) (*ibid.*, para. 96), *ibid.*; Blix (Sweden) (*ibid.*, para. 102), *ibid.*; Bevans (United States of America) (*ibid.*, para. 116), *ibid.*, p. 31.
- (25) Meron (Israel) (Sixth meeting, para. 14), *ibid.*, p. 32; Hayes (Ireland) (*ibid.*, para. 18), *ibid.*, p. 33.
- (26) Sir Humphrey Wallock (Expert Consultant) (*ibid.*, para. 29), *ibid.*, p. 34.
- (27) Yasseen (Chairman of the Drafting Committee) (one hundred and fifth meeting, paras. 28-29.), *United Nations Conference on the Law of Treaties, Second Sessions, Official Records, Summary records of the Plenary meetings and of the meeting of the Committee of the Whole*, (hereinafter cited as *Second Sessions, Official Records, Summary records*), 1970, p. 346.
- (28) *Second Session, Official Records, Summary records, supra note 27*, p. 157.
- (29) Rodriguez (Chile) (Fourth meeting, para. 5), *First Sessions Official Records, Summary Records, supra note 15*, p. 21.
- (30) See paragraph (1) of the commentary to article 2 in the Commission's report on its eighteenth session, in *Yb. I L C.*, 1966, vol. II, p. 188.
- (31) J. M. Ruda, "Reservations to Treaties", *RCADI*, 1975-III, vol. 145, p. 105.
- (32) Alain Pellet, "Third report on reservations to treaties", Addendum, A/CN.4/491/Add.1.
- (33) Decision of 30 June 1977, Case concerning the delimitation of the continental shelf between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the French Republic, *RIAA*, XVIII, para. 55, p. 40. 芹田健太郎「英仏大陸棚事件 仲裁判決(抄)」『国際法外交雑誌』第七七卷二号、七九—九二頁。
- (34) スイスの解釈宣言は、次のとおり。「スイス連邦評議会は、条約第六条3項(c)及び(e)は無料の法的援助・無料で通訳の援助を保障しているが、これにより、受益者が必要経費を支払うことを常に免除されるわけではないと解釈する」。

- (35) Temeltasch vs Switzerland (Application No.9116/80) (hereinafter cited as Temeltasch Case), *Decisions and Reports of the European Commission of Human Rights*, Vol. 31, p. 148, para. 82. 薬師寺公夫「人権条約に付された留保の取り扱」『国際法外交雑誌』第八三巻第四号、四一—四二頁。
- (36) 薬師寺公夫「人権条約に付された解釈宣言の無効」『立命館法学』(一九九〇年二号)、一三三—一三四頁。なお、人権裁判所が、テメルタッシュ事件での委員会とは異なり、条約法条約の定義に明示的に言及しなかった点を捉えて、委員会と裁判所では、条約法条約の取り扱が異なっているとの指摘を Louis-Edmond Pettit./Emmanuel Decaux./Pierre-Henri Imbert, *La Convention européenne des Droits de L'homme, Commentaire article par article*, Economica, pp. 926-927.
- (37) Consultative opinion OC-3/83 of 8 September 1983, concerning the death penalty (art 4, para. 2, and art. 4, para. 4) in the American Convention on Human Rights, para. 62; see also para. 73.
- (38) General Comment Adopted by the Human Rights Committee under Article 40, of the International Covenant on Civil and Political Rights: Addendum General Comment No. 24 (52) (hereinafter cited as General Comment), CCPR/C/21/Rev. 1/Add.6, para. 3.
- (39) Temeltasch Case, *supra* note. 35, para. 68.
- (40) Harvard Research in International Law on Treaties (Draft Convention on the Law of Treaties), *Supplement to the American Journal of International Law*, Vol. 29, Number 4, 1935, pp. 859-860.
- (41) Alain Pellet, "Third report on reservations to treaties", Addendum, A/CN.4/491/Add.3, p. 10, para. 149.
- (42) *Ibid.*, pp. 11-12, para. 156.
- (43) *Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General-Status as at 31 December 1996*, chap. IV. 4, p. 129.
- (44) *Ibid.*, chap. XXVI. 1, p. 892. 同様のものとして、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に対して、オーストリア及びスイスが表明している留保がある。
- (45) Pellet, *supra* note. 41, p. 12, para. 157.
- (46) *Ibid.*, p. 13, para. 159.
- (47) Hafner (2548 th meeting, paras. 5-6), *Yb. I. L. C.*, 1998, Vol. I, p. 201. ハンナー委員が槍玉にあげているのは、特別報告

者が「横断的留保」の例の一つとして挙げていたオーストリアの留保の「この条約の枠内での協力は、永世中立の地位によって確定されている限界を超えることはできない」との一節である。永世中立の地位の正確な内容を誰も知ることはできないので、オーストリアが負っている義務の性質は曖昧になるからである。

- (48) Hafner (*ibid.*, paras. 15.), *ibid.*, p. 202.
  - (49) Hafner (*ibid.*, para. 7.), *ibid.*, p. 201. See also, Economides (*ibid.*, para. 8.), *ibid.*
  - (50) Mikulka (*ibid.*, para. 18.), *ibid.*, p. 202.
  - (51) Pellet (*ibid.*, para. 24.), *ibid.*, p. 203.
  - (52) Pellet (*ibid.*, para. 10.), *ibid.*, p. 201.
  - (53) *Ibid.*
  - (54) Pellet, (*ibid.*, paras. 22, 40-41.), *ibid.*, pp. 203, 205.
  - (55) Rosenstock (*ibid.*, para. 31.), *ibid.*, p. 204.
  - (56) 変更点は、第一に「履行 (implement)」の代わりに条約法条約で用いられている「適用 (apply)」を用いたこと、第二に、ガイドライン案一・一 (「定義」) で用いられている表現と一致させるために、「又は国際機関」を追加したことである。
- Simma (2556th meeting, paras. 71.), *ibid.*, pp. 257-258. ガイデライン案一・一は「*Report of the International Law Commission on the work of its fiftieth session* (hereinafter cited as *Report of the International Law Commission*), *Yb. I. L. C.*, vol. II, Part Two, p. 99.
- (57) *Ibid.*
  - (58) *Report of the International Law Commission*, *supra* note 56.
  - (59) Chairman (2597st meeting, para. 1.), *Yb. I. L. C.*, 1999, Vol. I, p. 214.
  - (60) Candiotti (*ibid.*, paras. 6-7.), *ibid.*, pp. 214-215.
  - (61) The Chairman (*ibid.*, para. 62.), *ibid.*, p. 221.
  - (62) Pambou-Tchivounda (*ibid.*, para. 61.), *ibid.*; Addo (*ibid.*, para. 63.), *ibid.*
  - (63) Al-Baharna (*ibid.*, para. 65.), *ibid.*; Kabatsi (*ibid.*, para. 68.), *ibid.*, pp. 221-222; Al-Khasawneh (*ibid.*, para. 74.), *ibid.*, p.

222.

- (64) Sreenivasa Rao (*ibid.*, para. 67.), *ibid.*, p. 221 ; Kabatsi (*ibid.*, para. 68.), *ibid.*, pp. 221-222.
- (65) Pellet (2597th meeting, para. 69.), *ibid.*, 1999, Vol. I, p. 222.
- (66) Pellet (2597th meeting, para. 80.), *ibid.*, 1999, Vol. I, pp. 222-223.
- (67) Chairman (2597st meeting, para. 1.), *ibid.*, 1999, Vol. I, p. 214.

(未完)